

役員等報酬規程

平成 6年 7月 5日 制 定

平成29年 4月 1日全部改正

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第22条に規定する役員、評議員の報酬及び当法人が設置する各委員会等の外部委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう各委員会等とは、評議員選任・解任委員会、苦情解決委員会、入所検討委員会、運営推進会議をいう。

(役員報酬)

第3条 理事及び監事に対する報酬は、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲とする。

2 理事及び監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、同条第3項から第5項の報酬はこれを支払わないものとする。また、同日に理事会及び評議員会の両方に出席した場合であっても1日分の支払いとする。

3 理事長が、法人及び施設の運営のための業務等に当たった場合、または法人外で開催される会議、研修会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

4 副理事長及び理事が、法人及び施設の運営のための業務等に当たった場合、または法人外で開催される会議、研修会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

5 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導もしくは監査の業務に当たった場合、または法人内外で開催される会議、研修会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

第4条 役員が退任する場合、餞別として在任期間1年につき10,000円（上限50,000円）を支払うものとする。

2 在任期間の計算は、就任日を起算として、1年に満たない端数月は切り捨てるものとする。

(評議員報酬)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人内外で開催される会議、研修等に参加したときであっても、同条第2項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が、法人内外で開催される会議、研修会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(各委員会等の外部委員報酬)

第6条 外部委員が各委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人外で行われる会議、研修会等に参加するため出張する場合は、別表2により旅費等を支給する。なお、法人内で行う理事会、評議員会、会議、研修会等又は各委員会に旅費は支給しない。

2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(報酬及び旅費等の支払い)

第8条 報酬及び旅費等の支払いについては、1か月ごとに集計し、翌月21日（土曜、日曜、祝日に重なるときは、金融機関の前営業日）に支払う。ただし、旅費等については必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

2 第4条で定める餞別は役員等を退任した時点において、現金にて支払う。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、役員報酬は支給しない。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員選任・解任委員会の外部委員の報酬等は、この規程の例により行う。

別表 1

		報酬（日額）
役員	理事会・評議員会 出席報酬	10,000円
	理事長 業務等報酬	6,000円
	副理事長・理事 業務等報酬	5,000円
	監事 監査指導等報酬	10,000円
	監事 業務等報酬	5,000円
評議員	評議員会 出席報酬	7,000円
	評議員 業務等報酬	4,000円
外部委員	外部委員 委員会等出席報酬	4,000円

別表 2

公共交通機関	宿泊料(1泊につき)		交通費(1日につき) 東京都及び政令指定都市 のみ
	県内	県外	
実費(職員旅費規程による)	10,000円	12,000円	2,000円

車賃(私有車)	支給額
通算距離 10Km未満	350円
通算距離 10Kmを越え、10Km毎に加算	350円

ただし、宿泊料については、会議・研修会等で定めのある場合はその額とする。